



食安発0419第1号  
25生畜第154号  
平成25年4月19日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
(公 印 省 略)

農林水産省生産局畜産部長

国産牛に関するBSE対策の見直し等について (依頼)

平成13年9月に国内で初のBSE感染牛が確認されて以降、諸般のBSE対策への取組をお願いしてきたところですが、近年の国内外におけるBSEのリスクの低下を踏まえ、食品安全委員会の科学的な評価結果に基づき、対策を順次見直しているところです。

今般、食品安全委員会において、BSE検査対象月齢を48か月齢超に見直し可能とする評価案が取りまとめられたことから、厚生労働省において、パブリックコメント、審議会報告等の手続きを経て、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令第89号。以下「省令」という。)を改正し、本年7月1日に施行することを予定しています。

また、我が国は昨年9月、OIE(国際獣疫事務局)に対し「無視できるリスクの国」の認定申請を行い、科学委員会においては我が国が「無視できるBSEリスク」の要件を満たしている旨の評価案が取りまとめられ、5月下旬に開催予定のOIE総会で最終的な評価が行われることになっています。

こうした中、BSE検査については、これまで、と畜場での検査対象牛と非対象牛の混在度合いが高く、検査現場に混乱が生じる可能性があったことから全頭検査が行われてきましたが、検査対象月齢が48か月齢超となった段階では、検査現場の混乱が解消される一方で、引き続き全頭検査を継続することは、国産牛肉の安全性について誤ったメッセージを発信し、流通に混乱をまねくおそれがあります。

このため、全頭検査の見直しを検討している地方自治体からは、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるよう国が調整して欲しいとの要望をいただいていることもあり、7月1日に予定している改正省令を施行する段階では、全地方自治体が一斉に全頭検査を見直しいただくことが適切であると考えています。

国としては、今後とも、国産牛肉の安全性等について、国民に対し丁寧な説明を行ってまいりますので、地方自治体におかれましても、こうした状況を御理解の上、消費者、生産者、流通業者など関係者の理解を得ながら準備を進めるようお願いいたします。